

# 長崎国際大学知的財産ポリシー

(平成22年6月30日制定)

改正 令和5年4月1日

長崎国際大学は、人間尊重を基本理念に、よりよい人間関係とホスピタリティの探求・実現、並びに文化と健康を大切にする社会の建設に貢献する教育・研究をおこなうという建学の理念のもと、本学における研究の成果を知的財産として管理し、長崎県北部の「知」の拠点たるに相応しい大学であることを自覚的に追い求めて、その成果の普及及び活用を通じて地域社会・国際社会へ貢献する。

## 1 知的財産権への対応

学術的使命の下、公表されるだけであった教職員の研究成果に関して、その有効活用を図ることを目的に、研究成果等の知的財産を権利化（以下「知財化」という。）する。研究成果等の知財化を図ることは、本学における研究成果が地域貢献などを通じて有効に活用されるために重要であり、本学と地域社会を結ぶ産学官連携の基本的条件である。

そのため、長崎国際大学は「長崎国際大学発明等規程」を制定して、教職員と大学の協力関係に基づく知的成果の知財化とその管理運営を図る。

また、これらにより教職員が発明した研究成果の第三者による独占を防止し、発明者の許諾の無い目的外利用を未然に防ぎ、発明者である教職員の権利と発明者が当然の報酬として受けるべき利益の保護に配慮し、それらが適切な運用によって研究環境の基盤に還元され、新たな知の創造のための資本となるように支援する。

## 2 利益相反・責務相反への対応

長崎国際大学は、大学の使命を全うするために、教職員が学外での共同研究や企業運営に係わることで生じる利益または負うことになる義務と、大学の教職員としての教育研究に対する責務との両立問題、すなわち利益相反・責務相反（以下「利益相反等」という。）の問題に対応するため、「長崎国際大学利益相反に関する規程」を制定して、学内外に明示する。

長崎国際大学はこのような利益相反等を未然に防止し、かつ発生した相反行為等を解決するためのルールを設けて円滑な調整を行うため、規程には利益相反等のマネジメントに関わるルールとして、利益相反等に関する委員会の設置、ガイドラインの策定、利益相反行為等の関係者に対する是正勧告、指導、助言等を盛り込む。

## 3 長崎国際大学における産学官連携の管理運営体制（支援体制と組織）

長崎国際大学は、地域の「知」の拠点としての活動を図るため、次の通り、産学官連携に対する管理体制の構築とその運営を行う。

### (1) 大学事務局

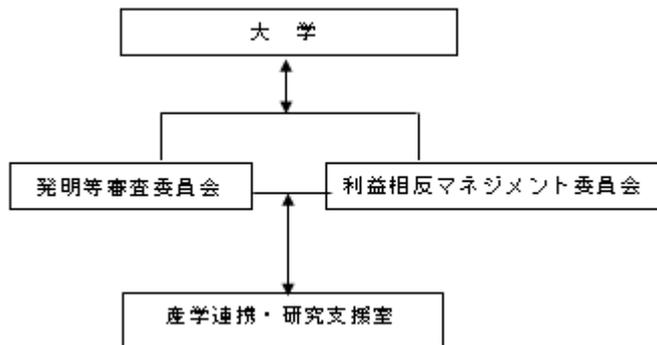
産学官連携契約事項に関する交渉・契約書起案  
共同研究、受託研究に係る受付窓口及び事務  
知的財産の運用・活用依頼、及び知的財産の権利化に関する窓口  
教職員専門知識と企業デマンドとの調整

### (2) 発明等審査委員会

特別研究費や産学官連携による職務としての発明等の知財化等に係る審議、及びその管理運営

### (3) 利益相反マネジメント委員会

利益相反マネジメント等に関する必要な事項の審議、及びその管理運営  
産学官連携における長崎国際大学の知的財産管理運営体制



- 4 このポリシーの事務は、産学連携・研究支援室が行う。
- 5 このポリシーの改廃については、発明等審査委員会、並びに利益相反マネジメント委員会の議を経て学長が行う。

附 則

このポリシーは、平成22年6月30日から施行する。

附 則（令和5年4月1日）

このポリシーは、令和5年4月1日から施行する。